

【内部統制の整備に関する基本方針】

西南学院大学生協は、組合員と大学の負託に応え、「西南学院大学生協定款第1章総則第1条に定める目的」を達成するために事業・活動を行います。この前提として、当生協は「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」）を次のとおり定めます。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 財務報告を適正に作成します
- 4 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします
- 5 個人情報の適正な取り扱いを行います
- 6 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します
- 7 年1回内部統制の整備に関する基本方針に定めた行動計画評価を行います

2018年11月6日 西南学院大学生協同組合 2018年度第6回理事会

1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します

- ア 理事会・代表理事は、法令や定款の遵守が重要であり、経済的利益に優先することを自覚して、常にこの立場で意思決定・業務執行に当たります。
- イ 理事会は、生協法をはじめ各種法令を遵守し、もし生協や役職員が法令に反する行為をしていることに気づいたときは、そのままにせず、是正に向けて行動します。
- ウ 理事会は、生協法に反しないように定款を定め、生協法及び定款に基づき規約・規則等を整備します。定めた規則等は必要に応じて参照し、実態と規則等とが異なるときは、「規則等に実態を合わせる」または「より適切な内容になるよう規則等の内容を改める」等の措置をとります。規則等と実態との不一致を放置しません。
- エ 総代選挙、総代会の招集手続き、役員選挙、総代会当日の運営などを、生協法や定款・規約にもとづいて適切に実施し、もし不備があれば、遅くとも翌年までに改めるよう努力します。
- オ 登記の手続きが法令の期限より遅れることがないように、専務理事はこれを確実にこなして実施状況を理事会に報告します。
- カ 反社会的勢力による不当要求に対しては組織全体として対応し、資金提供や裏取引は一切行いません。

2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います

- ア 理事会は、法令の定めにもとづいて総代会の議案書（事業報告書、決算関係書類など）を作成し、総代への提供・事務所への備置き・保存等を法令に沿って行いません。
- イ 理事会は、総代会・理事会の議事録を法令・定款に則って作成し、適切に保存・管理します。理事会に出席した理事と監事は、理事会議事録の内容を確認し、議事録に署名または押印します。
- ウ 理事会は「文書取扱及び管理規則」を定め、代表理事・職員等はこれに基づき文書を適正に取り扱います。
- エ 理事会は「組合員への情報開示規則」を定め、組合員や債権者から情報の開示請求があったときは、法令・定款・規則にもとづき速やかに開示の可否を判断し、開示請求に適切に対応します。
- オ 各委員・職員は、自らが関与したさまざまな書類を漫然と持ち続けることなく、常に「いつまで保存すべきか、廃棄すべきか」を考え、保存する書類は、「いつまで保存し、いつになったら廃棄するか」を明示するよう努めます。

3 財務報告を適正に作成します

- ア 理事会は、「たとえ赤字であっても、適正な財務報告を作成することが理事会の責務」と確認します。
- イ 専務理事は、赤字隠し・不良資産隠しは法令違反で非常勤役員や組合員への背信行為だと自覚し、常に適正な財務報告をまとめ理事会に提案する姿勢を堅持します。
- ウ 専務理事は、在庫・未収金・買掛金・預り金・出資金・固定資産などで実態と帳簿残高の差異が生じやすいことを踏まえ、部下と適切に分担して実態を帳簿残高に表現するよう努めます。また、職員に対し少なくとも毎年の決算の前（12－1月）に1回以上、「決算書に表現していない不良在庫・未収金等を正しく処理すること」を指示します。
- エ 代表理事は、法令及び「決算関係書類、事業報告書、附属明細書」を作成し理事会に提案します。

4 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします

- ア 理事・委員・職員は、状況を正確に把握して各年度の事業計画・計画予算を確認し、それに基づく中期的な行動計画に沿って事業・活動を行うことでより高い成果を上げられることを確信し、系統的・目的意識的に努力を重ねるよう努めます。
- イ 理事会は、理事会規則に基づき年10回程度開催し、必要な事項を文書または口頭で簡潔に報告し、理事会で議決すべき事項をもれなく決するほか、そのときどき

の状況に応じた重要な事項について時間をとって協議し必要な意思決定を行います。

- ウ 専務理事は、自らの重点や職員の分担等が適切か、やめる業務はどれか、新しい課題を実行するために適切な配置がされているか、従来専務理事や正規職員が担当してきた業務のうち新たにパート職員に担わせる業務は何か等に十分な関心を払い、必要に応じて理事会に報告します。
- エ 専務理事及び各職員は、店舗等での現在の作業方法・分担・作業環境・各作業に要する時間・各日の投下労働時間等を当然だと考えず、意思と目標を持って改善をすすめ、経営効率を高め続けます。

5 個人情報の適正な取り扱いを行います

- ア 個人情報保護方針ならびに個人情報規則に沿って、適正に個人情報を取り扱います
- イ 年1回全職員を対象に、個人情報の取り扱いについての確認を行います
- ウ 個人情報保護管理責任者は専務理事が統括するが、個人情報保護規則第5条のとおり部署ごとに個人情報保護責任者を指名する、指名されている者が分かるように、掲示している方針と合わせて掲示し職員への周知を行います。
- エ 万一自己が起きた場合は直ちに個人情報保護規則第8条のとおり対応し、理事長、監事、及び理事の方に報告する
- オ 個人情報管理エリア及び各部署保管状況は年1回保管状況、鍵の不具合のチェックを専務理事が実施します。

6 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します

- ア 理事会は、生協の健全な運営と社会的信頼確保のために、監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを認識し、そのための措置を着実に前進させます。
- イ 専務理事は、監事会に出席するなどして監事と定期的に協議し、相互認識を深めます。
- ウ 専務理事は、監事から求めがあったときは監事監査を補助する職員を任命し、その職員はその業務に関して理事会の指揮を離れ監事の命を受けて業務に当たります。
- エ 代表理事・業務を分担して執行する理事等は、重大な法令・定款違反、重大な不正行為、生協に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに理事だけでなく監事にも報告します。
- オ 専務理事は、行政庁・全国大学生協連・事業連合・公認会計士等から重要な指摘・指導・勧告等を受け取ったときは、理事とともに監事にも報告します。

7 年1回内部統制の整備に関する基本方針に定めた行動計画評価を行います

- ア 専務理事は「内部統制の整備に関する基本方針」に定めた事項について、行動評価を行い理事会に対して報告書の作成を行います。
- イ 年度内に解決できていない課題については、引き続き取り組んでいきます
- ウ 基本方針の変更については、理事会に諮り必要に応じて見直しを行います。

以上